

北方町骨髄移植ドナー等助成について

1. 対象者

骨髄等の提供を完了した日において町内に住所を有するドナー及び雇用事業所

※ただし、本町以外の地方公共団体又は団体等から同種の助成を受けている方は該当しません。

2. 助成内容

助成金の額は、次に掲げる通院又は入院の日数に、ドナーは2万円を、雇用事業所は1万円を乗じて得た額とします。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とします。

- ・骨髄等の提供に係る確認検査、最終同意及び健康診断のための通院
- ・自己血貯血又は顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）注射のための通院又は入院
- ・骨髄等の採取のための入院
- ・上記のほか、骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院又は入院

3. 申請方法

・申請書に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付して、北方町保健センターへ提出してください。（☑して不備がないか確認してください。）

ドナーは、医療機関での骨髄等の提供が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、下記に掲げる書類を添えて申請してください。

- 骨髄等の提供を完了した日に本町に住民票はありますか
- ① 北方町骨髄移植ドナー等助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）
 - ・申請者および口座名義人は、同一とする。
 - ・口座確認のため申請時に通帳等口座の分かるものをお持ちください。
- ② 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書

雇用事業所は、雇用しているドナーが医療機関での骨髄等の提供を完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、下記に掲げる書類を添えて申請してください。

- ① 北方町骨髄移植ドナー等助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第2号）
 - ・申請者および口座名義人は、同一とする。
 - ・口座確認のため申請時に通帳等口座の分かるものをお持ちください。
- ② 雇用しているドナーとの雇用関係を証する書類
- ③ 雇用しているドナーに対し骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書

4. お問い合わせ

北方町保健センター

北方町高屋石末1-10

電話 058-323-7600

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）